

災害援護資金の貸付制度のご案内

令和5年台風第13号により、世帯主が負傷した世帯や、住居や家財等に著しい被害を受けた世帯のうち、その所得が一定額未満の世帯に対し、住宅の補修費用などのために必要な資金の貸し付けを行います。

【 ※ 同一世帯（同じ住家）での重複申込みはできません。 】

1 対象となる世帯 ※ 次の(1)から(3)までの条件を満たす方

- (1) 令和5年台風第13号により、世帯主が負傷した世帯または住居・家財に損害を受けた世帯
- (2) 被災日（令和5年9月8日）現在、いわき市に居住の世帯
- (3) 所得制限（世帯の令和4年分の総所得が次に定める額未満の世帯。

※ 令和4年の世帯の総所得が、次の額を超える場合は、貸付は受けられません。

世帯の人数	市民税における令和4年の総所得金額 (世帯全員の所得の合計)
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	730万円に一人増すごとに30万円を加算した額

※ ただし、住居全体が滅失した場合は、世帯人数にかかわらず1,270万円未満

2 対象となる要件と貸付限度額

対象となる要件	貸付限度額	
世帯主に負傷がない場合（療養期間が1ヶ月未満の負傷を含む）	家財の損害1/3以上	150万円
	住居の半壊・大規模半壊	170万円 (250万円)
	住居の全壊	250万円 (350万円)
	住居全体が滅失又は流失	350万円
世帯主に療養期間が1ヶ月以上の負傷がある場合	家財、住居の損害なし	150万円
	家財の損害1/3以上	250万円
	住居の半壊・大規模半壊	270万円 (350万円)
	住居の全壊	350万円

※ 被災した住居を建て直す際に、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の事情がある場合は（ ）内の金額となります。なお、取壊したことがわかる証明書が必要です。（借家の方は対象外）

※ 家財の損害とは、家財についての被害金額が、家財の価格のおおむね3分の1以上の損害があった場合となります。

※ 世帯主の負傷とは、市内での令和5年台風第13号による負傷が対象です。

※ 半壊、大規模半壊、全壊については、原則として自己所有の住宅(持ち家)が対象となります。ただし、住居が全壊して、引き続き居住できない場合や家主が修理しない場合は対象としますが、**家主の証明**等が必要となります。

- ・ 取り壊し等のための退去が確認できる証明。(様式は任意)
- ・ 家主が修理できないため借受人の修理を許可する証明。(様式は任意)

3 貸付条件

(1) 貸付利率及び保証人

- ・ 連帯保証人あり ; 無利子
- ・ 連帯保証人なし : 年 1.5% (※据置期間中は無利子)

※ 現在無職の方や過去に所得の無い(低い)方等は、貸付の承認が受けやすくなるようにできる限り保証人を付けてください。

【連帯保証人の要件】

- ・ 原則として 65 歳未満の弁済の資力(借受人に代わって返済できる)を有する方
- ・ 原則としていわき市内に居住している方(困難な場合は、他市町村の方でも可能)
- ・ 借入申込者と同一世帯でない方(同一住所の世帯分離者は原則として不可)
- ・ 連帯保証人が災害援護資金の借受者又は借受申込者でないこと。
- ・ 連帯保証人は、複数の借入申込者の連帯保証人でないこと。

(2) 償還期間 10 年(うち据置期間 3 年→据置期間経過後の 7 年間で返済)

(3) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
元利均等償還(繰上償還可)

※ 延滞の場合は年 5% の割合で計算した違約金が発生します。

4 申請に必要なもの

○ 印鑑

○ 借入申込書(第 3 号様式)

○ 災害状況調書(第 4 号様式)

※ 家財の 1/3 以上の損害での申請の場合は、写真を添付のうえ詳しく記入
当該による申請相談は、保健福祉課(22-7612)までお問い合わせください。

○ 災害証明書原本(全壊又は半壊の記載のあるもの)

○ 世帯員全員分の令和 5 年度の所得額課税額証明書

※ 市民税課税台帳閲覧同意書に同意を頂けた方は、取得不要です。

(※ 令和 5 年度の所得額課税額証明書は令和 4 年 1 月~12 月の内容になります。 ※ 18 歳未満の学生は除く)

・ 令和 4 年にいわき市に居住している方

↳ いわき市交付の証明書が必要

・ 令和 4 年にいわき市外に居住していた方

↳ 住んでいた市町村で交付される証明書が必要

○ 医師の診断書(世帯主に負傷がある場合に令和 5 年台風第 13 号による負傷が確認できるもの)

○ 取壊し証明書(住宅を建て直すために取壊して、増額借入を申込みの場合に必要)

5 申込期限 令和6年2月29日(木)まで
※延長されました。

6 申込場所 (1)各地区保健福祉センター
8時30分～17時(平日のみ)

7 審査結果について

申込書類等の審査後、「災害援護資金貸付承認・不承認通知書」を送付します。(おおむね1ヶ月程度かかります。)

8 借用書の提出について

貸付が承認された方は、「災害援護資金借用書」、「借入申込者の印鑑登録証明書(保証人がいる場合は保証人の方もです)」、「振込先預金通帳の写し」を提出していただきます。

なお、借用のお手続きの際は、保健福祉課窓口までお越しく下さい。

また、保証人を付帯している場合は、保証人の方も同席願います。

書類の提出後、指定口座へお振込みします。(おおむね1ヶ月程度)

【問い合わせ】いわき市保健福祉課 22-7452